

「標準的な健診・保健指導プログラム改訂作業班」設置要綱（案）

1. 趣旨

「標準的な健診・保健指導プログラム【改訂版】（平成 25 年 4 月）」（以下「プログラム」という。）の見直しに当たって、特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の議論を踏まえ、プログラムの改訂作業を進めるために、検討会の下に次の2つの作業班を設置する。作業班で作成されたプログラム改訂案は、検討会に報告する。

2. 構成員と作業内容

作業班に参集を求める構成員は20名以内とし、公衆衛生学、看護学等に精通した学識を有する者（検討会構成員を含む）、保健指導実施者等とする。

（1）健診作業班

プログラムのうち主に健診に関する部分について改訂案を作成する。

（2）保健指導作業班

プログラムのうち主に保健指導に関する部分について改訂案を作成する。

3. その他

- （1）作業班には、健康局長の指名により班長を置き、作業班を統括する。
- （2）作業班には、必要に応じ、構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- （3）作業班の庶務は、厚生労働省健康局健康課が行う。
- （4）この要綱に定めるもののほか、作業班の運営に必要な事項は、健康局長が別に定める。